

高圧・特別高圧電気の取扱い特別教育（充電電路の操作業務）講座の
カリキュラムについて

当協会の高圧・特別高圧電気の取扱い特別教育（充電電路の操作業務）のカリキュラムは、
労働安全衛生法第59条第3項、安全衛生特別教育規程第5条に基づく教育です。科目と時間
は下記のとおりです。

高圧・特別高圧電気の取扱い特別教育（充電電路の操作業務）講座

学科教育

科目	時間
1 高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識	1.5 時間
2 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識	2.0 時間
3 高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1.5 時間
4 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	5.0 時間
5 関係法令	1.0 時間

合計 11.0 時間

実技教育（充電電路の操作業務）※

科目	時間
1 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法（充電電路の操作の 業務のみを行なう者限定）	1.0 時間

※事業者にて実施

令和6年10月1日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

